

広島県環境影響評価技術審査会 第16回第1部会議事録

(1) 書面による照会期間

平成30年7月10日(火)～7月20日(金)

(2) 書面開催とした理由

広島県環境影響評価技術審査会運営要領第7条第1項及び同運営細則第6(1)の規定により、天災及び交通の途絶により部会の開催が不可能であると判断したため。

(3) 委員氏名(第1部会委員)

西田委員 内田委員 中井委員 前川委員 久我委員 内藤委員 吉田委員 矢野委員

(4) 議案の件名

(仮称)福山市次期ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書に係る審査について

(5) 定足数及び議事録署名委員

- 第1部会8名全員から照会に対する回答を得たことにより、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 広島県環境影響評価技術審査会運営細則第6(3)の規定により、部会長が議事録署名委員となった。

(6) 議事

次のとおり、各委員から知事意見に盛り込むべき事項(案)への追記、修正意見及び質問があり、メールにより回答した。

■廃棄物の広域処理の必要性について

(委員) 福山市長意見とほぼ同じような内容になっているため、県知事の意見としての存在意義が薄いように感じた。福山市民意見の中に市外からの廃棄物搬入に対する反対意見があることも鑑み、県の立場から、廃棄物の広域処理の必要性について丁寧な説明をするよう求めてもよいように思う。「一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会での結論により」というだけでは、納得できない市民もいるかもしれない。

(事務局) 基本的事項(2)の中に、廃棄物の広域処理の必要性についても丁寧に説明するよう追記する。

■知事意見に盛り込むべき事項について

(委員) 知事意見に盛り込むべき事項の中で、(4)景観と(6)温室効果ガス等の予測について、「複数の環境保全措置を比較検討する」旨の記載がある。比較検討ももちろん必須であるが、事業の前後あるいは事業期間中も比較検討は計画遂行にあたって重要であると考えられる。各項目の「調査・予測・評価を行うこと」の評価に前後比較の意味合いが入っているのであればそれで良い。

(事務局) 景観と温室効果ガス等の知事意見に盛り込むべき事項について、事業の前後あるいは事業期間中の比較検討も行うように表現を修正する。

■悪臭について

(委 員) 悪臭のところで「適切に調査・予測・評価を行うこと。」といった文言を入れてはどうか。臭気調査について市民意見に書かれてあった一方で、臭気のみ「適切に調査・予測・評価…」といった記載がない。

(事 務 局) 修正する。

■景観について

(委 員) 知事意見に盛り込むべき事項の「…予測にあたっては、工作物の構造、色彩等…」を、福山市の景観条例の「景観づくりの基準」から文言を抜粋し、「…予測にあたっては、工作物の形態・意匠、色彩等…」に修正してはどうか。見た目を重視する文言が良いかと思う。

(事 務 局) 修正する。

■廃棄物等について

(委 員) 知事意見に盛り込むべき事項に、「工事中及び施設稼働時において…」とあるが、「工事中及び供用時において…」としないのはなぜか。

(事 務 局) 特に理由はないので、修正する。

■温室効果ガス等について

(委 員) 知事意見に盛り込むべき事項に、「…削減効果の高い最新設備を導入し…」とあるが、「最新設備」とはどのような意味で使用されているのかわからないが、可燃ごみの処理方式ということであれば、稼働実績の少ない最新設備の導入には慎重な議論が必要であり、知事意見としては触れなくてよいと思われる。

(事 務 局) 最新という文言は削除する。

(委 員) 知事意見に盛り込むべき事項に、「施設の更新・稼働に伴い、…」とあるが、今回の事業は施設の更新ではなく新規設置と理解しているが、新規設置時に更新時の対応を求めるのはなぜか。

(事 務 局) 既存の施設の代わりという意味で記載したが、わかりにくい表現となってしまうので、更新という文言は削除する。